

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大和郡山市の人口は、平成9（1997）年まで増加傾向にあったものの、9万6千人台をピークにその後は減少が続き、平成30（2018）年時点で8万6千人まで減少しています。平成5（1993）年に転入数と転出数が逆転し、「社会増」から「社会減」に転じており、2000年代前半までは出生数が死亡数を上回る「自然増」の状況が続いていましたが、平成16（2004）年には出生数と死亡数が逆転し、「自然増」から「自然減」に転じています。

産業は金魚養殖等の地場産業、日常生活に密着した商業、そして、近畿有数の規模を誇る昭和工業団地を中心とした工業などで構成されています。製造品出荷額等は平成19（2007）年を境に大きく減少していますが、平成25（2013）年には増加に転じ、平成26（2014）年時点では平成19（2007）年時点の約50%の出荷額となっています。

また、他の地域に比べて製造業の事業所数・従業員数が多いことから、地域経済を支える業種として、「食料品製造業」、「金属製品製造業」、「生産用機械器具製造業」といった基盤業種を中心に、その他の業種と共に更なる成長が必要とされている。そのためには、製品開発力向上、更には新たな販路開拓に繋げるために、先端設備等の導入を促進していく必要があり、設備投資への税制支援や金融支援制度が強く求められています。

#### (2) 目標

安定した雇用と地域活力の創出のため、製造業、卸売業、小売業、サービス業等の振興や中小企業者それぞれの積極経営の支援に取り組み、それぞれの主体的活動がより一層充実できるよう、必要な場合には連携関係の構築を図り、製造品出荷額を増やします。これを実現するための目標として、計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

製造業、卸売業、小売業、サービス業等の中小企業者が行う革新的なサービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善や販路開拓等を全面的に支援するため、中小企業等

経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

国と市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押しする趣旨に鑑み、対象区域は市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

対象地域と同様に、中小企業の生産性の向上を強力に後押しする趣旨に鑑み、対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ② 設備導入に伴う人員増が、労働生産性の評価に不利にならないものとする。
- ③ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については対象としない。
- ④ 市税を滞納している中小企業者については対象としない。

#### (備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。